

## 子どもの医療費助成

平成 24 年 10 月 1 日から県内全市町村において 18 歳以下の医療費を無料化しています

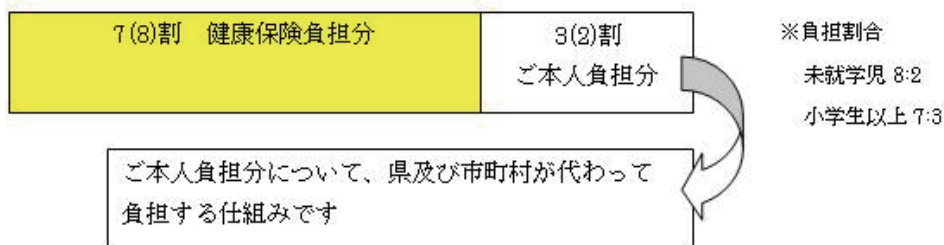
福島県では、子どもの健康を守り、県内で安心して子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるため、子どもたちが安心して医療を受けられるように、子育て支援策として、医療費助成をしています。

### 1 助成の対象者

18歳に達する年度の3月末日までにある人で、県内に住所がある人。

### 2 助成の内容

対象者が健康保険適用の診療を受けた時に支払うべき自己負担額（診療費や入院時食事療養費等）。



※健康保険が適用されないもの（予防接種・薬の容器代・紹介状なしに受診した際に課せられる特定料金等）は助成対象とはなりませんのでご注意ください。

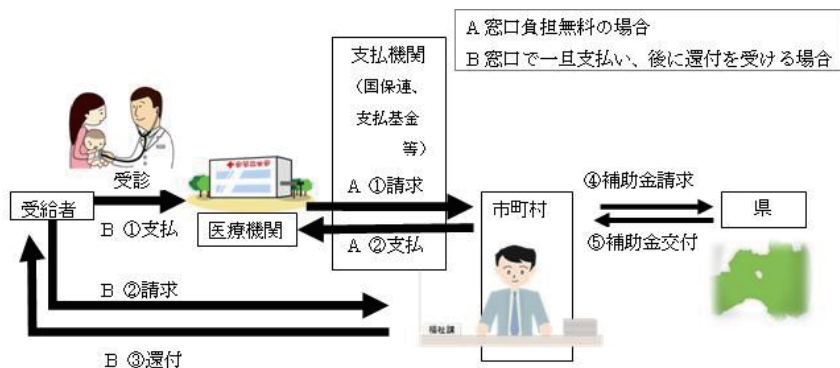
※原則として、国の制度による公費負担医療制度（\*）が利用できる場合にはそちらを優先し、その際に自己負担額が生じた場合には、当該自己負担額に対して助成します。例： 小児慢性特定疾患治療研究事業、育成医療、養育医療

### 3 助成を受けるための手続等

事業の実施主体は市町村となりますので、住民登録がある市町村へお問い合わせください。

### 4 事業の仕組み

本制度は、市町村が子どもの医療費の助成をするものです。県は、市町村が助成した額を補助します。



### 5 医療機関等関係者の方へ

本制度の実施主体は市町村です。なお、平成 26 年 3 月診療分（4 月請求分）から、県内一部市町村の社保加入者において、県外受診時も現物給付（窓口負担無料）の扱いができるようになりました。詳細は社会保険診療報酬支払基金へお問い合わせください。

## 福島県の子ども医療費助成事業における県外受診分の対象実施機関

平成26年1月現在

市町村名	実施機関番号	市町村名	実施機関番号
会津若松市	80.07.002.2	柳津町	80.07.088.1
須賀川市	80.07.007.1	金山町	80.07.094.9
※二本松市	80.07.010.5	昭和村	80.07.095.6
本宮市	80.07.014.7	矢吹町	80.07.101.2
※国見町	80.07.053.5	古殿町	80.07.107.9
※川俣町	80.07.058.4	平田村	80.07.110.3
※大玉村	80.07.061.8	三春町	80.07.112.9
※鏡石町	80.07.067.5	小野町	80.07.113.7
※天栄村	80.07.069.1	富岡町	80.07.121.0
下郷町	80.07.071.7	川内村	80.07.122.8
檜枝岐村	80.07.073.3	大熊町	80.07.123.6
只見町	80.07.076.6	双葉町	80.07.124.4
北塩原村	80.07.079.0	浪江町	80.07.125.1
西会津町	80.07.082.4	飯舘村	80.07.130.1
磐梯町	80.07.084.0	会津美里町	80.07.131.9
猪苗代町	80.07.085.7	南会津町	80.07.132.7

(注) ※の実施機関については、受給者証に県外の医療機関等を受診した場合は償還払いとなる旨の記載がされておりますが、福島県以外の医療機関等においても受給者証は使用できます。

### 【福島県子ども医療費助成事業の助成内容】(平成26年1月現在)

- ・対象年齢→入院・入院外ともに0歳から18歳まで
- ・患者負担額→なし 食事療養費の標準負担額→なし